

○柏市文化・交流複合施設条例施行規則

平成27年4月23日

規則第57号

改正 平成27年6月29日規則第65号

平成31年3月22日規則第15号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 柏市民交流センター（第2条—第23条）

第3章 柏市国際交流センター（第24条—第29条）

第4章 柏市男女共同参画センター（第30条—第34条）

第5章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、柏市文化・交流複合施設条例（平成27年柏市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 柏市民交流センター

（団体等の登録）

第2条 条例第10条第1項の規則で定める個人又は団体（以下この章において「団体等」という。）の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 優先団体 本市、本市の外郭団体その他広く公共的活動を目的とする団体として指定管理者が認めるもの
- (2) 市民公益活動団体 柏市民公益活動促進条例（平成16年柏市条例第2号）第9条第1項に規定する市長の登録を受けた市民公益活動団体（同条例第2条第2項に規定する市民公益活動団体をいう。）
- (3) 一般団体等 代表者が16歳以上である団体（前2号に該当するものを除く。）又は16歳以上である個人

2 条例第10条第2項の申請は、同条第1項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとするもの（そのものが団体の場合にあつては、当該団体の代表者）の身分

を証明できるもの又はその写しを提示し、団体等登録申請書を指定管理者に提出することにより行わなければならない。ただし、指定管理者が提示及び提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

- 3 団体が条例第10条第2項の申請を行う場合にあつては、前項の団体等登録申請書には、当該団体の構成員の名簿を添付しなければならない。
- 4 指定管理者は、条例第10条第2項の申請があつたときは、第1項各号に掲げる団体等の区分に応じ、登録の可否を決定するものとする。
- 5 指定管理者は、登録をする旨の決定をしたときは、その旨を団体等登録決定通知書により当該申請をした団体等に通知するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、第2項ただし書の規定による場合に係る登録をする旨の通知は、団体等登録決定通知書によらないことができる。
- 7 指定管理者は、登録を受けようとするものが団体の場合にあつては、既に登録をした団体と活動の内容が同様であり、かつ、その構成員の半数以上が当該登録をした団体と同一の者である団体から条例第10条第2項の申請があつたときは、当該申請をした団体を当該登録をした団体と同一の団体とみなし、登録をしない旨の決定をすることができる。
- 8 指定管理者は、条例第10条第2項の申請をした団体等の活動の内容が柏市民交流センターの管理運営上支障があると認めるときは、登録をしない旨の決定をすることができる。
- 9 登録の有効期間は、登録を受けた日から3年間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、当該有効期間を一定の期間延長することができる。
- 10 指定管理者は、登録をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を団体等登録不決定通知書により当該申請をした団体等に通知するものとする。

(解散等の届出)

第3条 条例第11条の規定による届出は、団体等登録（解散・辞退・変更）届出書を指定管理者に提出することにより行わなければならない。ただし、指定管理者が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(登録の取消し等の通知)

第4条 指定管理者は、条例第12条第2項の規定による登録の取消し又は登録の効力の停

止をしたときは、その旨及びその理由を団体等登録（取消・停止）通知書によりその相手方に通知するものとする。

（施設使用許可申請等の区分）

第5条 条例第13条第2項の申請（以下この章において「施設使用許可申請」という。）

及び条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項の申請（以下この章において「施設占用許可申請」という。）は、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める区分により行わなければならない。

- （1）優先団体として登録を受けた団体が施設使用許可申請又は施設占用許可申請をする場合 優先団体申請
- （2）市民公益活動団体として登録を受けた団体が施設使用許可申請又は施設占用許可申請をする場合 市民公益活動団体申請及び一般団体等申請
- （3）一般団体等として登録を受けた団体等が施設使用許可申請又は施設占用許可申請をする場合その他指定管理者が必要であると認める場合 一般団体等申請
- （4）登録を受けていない代表者が16歳以上である団体又は登録を受けていない16歳以上である個人が施設使用許可申請をする場合 非登録団体等申請

（施設使用許可申請の期間及び時間）

第6条 施設使用許可申請は、次の各号に掲げる施設の区分に应じ、それぞれ当該各号に定める期間内又は期日に行わなければならない。ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、この限りでない。

- （1）ミーティングルーム及び多目的スペース 次に掲げる施設使用許可申請の区分に应じ、それぞれに定める期間内

ア 優先団体申請 使用しようとする日（以下この章において「使用希望日」という。）の属する月の12月前の月の初日から当該使用希望日までの間（柏市民交流センターの休館日（以下この章において「休館日」という。）を除く。）

イ 市民公益活動団体申請 使用希望日の属する月の7月前の月の17日から当該7月前の月の23日までの間

ウ 一般団体等申請 使用希望日の属する月の6月前の月の初日（当該6月前の月が1月の場合にあつては、4日）から当該使用希望日までの間

エ 非登録団体等申請 使用希望日の属する月の初日から当該使用希望日までの間

(休館日を除く。)

- (2) コワーキングスペース 次に掲げる施設使用許可申請の区分に応じ、それぞれに定める期間内又は期日

ア 市民公益活動団体申請 使用しようとする期間（以下この章において「使用希望期間」という。）の初日の属する月の1月前の月の初日から当該使用希望期間の初日までの間（休館日を除く。）

イ 優先団体申請、一般団体等申請及び非登録団体等申請 使用希望日の当日

- 2 施設使用許可申請は、次の各号に掲げる施設使用許可申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間内に行わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 優先団体申請及び非登録団体等申請 午前9時から午後9時までの間

- (2) 市民公益活動団体申請及び一般団体等申請 次に掲げる施設使用許可申請の方法の区分に応じ、それぞれに定める時間

ア 本市のホームページから柏市公共施設予約システムに必要な情報を入力することにより当該情報を指定管理者に送信する方法（以下この章において「ホームページからの入力」という。） 午前9時から午後11時までの間

イ 利用者端末機から柏市公共施設予約システムに必要な情報を入力することにより当該情報を指定管理者に送信する方法（以下この章において「利用者端末機からの入力」という。） 次に掲げる利用者端末機の設置場所に応じ、それぞれに定める時間

(ア) 本庁舎又は沼南庁舎 柏市執務時間規則（平成7年柏市規則第9号）第2条に規定する本市の執務時間

(イ) 柏市民交流センター、各近隣センター（西原近隣センター体育室を除く。）、
柏市中央公民館、柏市中央体育館、柏市沼南体育館、柏市富勢運動場、柏市塚崎運動場又は大津ヶ丘中央公園 午前9時から午後9時までの間

(ウ) その他の場所 午前9時から午後5時までの間

(平27規則65・一部改正)

(施設使用許可申請の方法)

第7条 施設使用許可申請は、次の各号に掲げる施設使用許可申請の区分に応じ、それぞ

れ当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 優先団体申請及び非登録団体等申請 柏市民交流センターの窓口への施設使用許可申請書の提出

(2) 市民公益活動団体申請及び一般団体等申請 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める方法

ア ミーティングルーム及び多目的スペース ホームページからの入力又は利用者端末機からの入力

イ コワーキングスペース 柏市民交流センターの窓口への施設使用許可申請書の提出

(ミーティングルーム又は多目的スペースの市民公益活動団体申請に係る使用の申込み)

第8条 ミーティングルーム又は多目的スペースの市民公益活動団体申請をしようとする団体は、使用希望日の属する月の7月前の月の初日の翌日（当該7月前の月が1月の場合にあつては、4日）から当該7月前の月の15日までの間に、ホームページからの入力又は利用者端末機からの入力により、あらかじめ使用の申込みを行わなければならない。

(ミーティングルーム及び多目的スペースの使用の単位数)

第9条 次の各号に掲げる施設使用許可申請によりミーティングルームを使用することができる単位（条例第8条に定める使用時間の区分の1区分当たりの時間数をいう。以下この項において同じ。）の数（以下この条において「単位数」という。）及び多目的スペースを使用することができる単位数を合計した単位数は、それぞれ当該各号に定める単位数を限度とする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市民公益活動団体申請 1か月につき5単位

(2) 一般団体等申請 1か月につき次のア及びイの単位数を合計した単位数

ア 6月前の月から前月までの間に施設使用許可申請をする場合 当該6月前の月から前月までの間につき5単位

イ 当該月に施設使用許可申請をする場合 1回の施設使用許可申請につき1単位。

ただし、1日につき施設使用許可申請をすることができる回数は、1回までとする。

(3) 非登録団体等申請 1回の施設使用許可申請につき1単位。ただし、1日につき施設使用許可申請をすることができる回数は、1回までとする。

2 ミーティングルーム又は多目的スペースの使用の際、同一の施設につき、当該使用に係る使用時間の区分の次の当該区分の使用に関し第11条第1項の施設使用許可を受けただけのものがないときは、使用時間中に施設使用許可申請をすることにより、前項各号に定める単位数にかかわらず、延長して使用することができる。

3 前項の施設使用許可申請は、施設使用許可申請書を柏市民交流センターの窓口に提出して行わなければならない。ただし、指定管理者が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(コワーキングスペースの使用の単位数)

第10条 次の各号に掲げる施設使用許可申請によりコワーキングスペースを使用することができる単位数は、それぞれ当該各号に定める単位数を限度とする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市民公益活動団体申請 1か月を1単位とし、1回の施設使用許可申請につき、3月31日を終期とする12単位

(2) 一般団体等申請及び非登録団体等申請 1日を1単位とし、1回の施設使用許可申請につき1単位

(施設使用許可の方法)

第11条 指定管理者は、施設使用許可申請があったときは、施設使用許可（条例第13条第1項の許可をいう。以下この章において同じ。）の可否を決定し、施設使用許可をする旨の決定をしたときはその旨を施設使用許可決定通知書により、施設使用許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を施設使用不許可決定通知書により、当該施設使用許可申請をしたものに通知するものとする。

2 施設使用許可の可否は、条例第13条第4項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる施設使用許可申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより決定するものとする。ただし、指定管理者が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 優先団体申請、一般団体等申請及び非登録団体等申請 施設使用許可申請の順序

(2) 市民公益活動団体申請 第8条の使用の申込みに係る抽選の結果

3 前項第2号の抽選は、使用希望日の属する月の7月前の月の16日に行うものとする。

(施設占有許可申請等)

第12条 施設占有許可申請は、次の各号に掲げる施設占有許可申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に柏市民交流センターの窓口で施設占有許可申請書を提出することにより行わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 優先団体申請 占有（条例第9条第1号に規定する占有をいう。以下同じ。）をしようとする日（以下「占有希望日」という。）の属する月の12月前の月の初日から当該占有希望日の属する月の2月前の月の末日までの間（休館日を除く。）

(2) 市民公益活動団体申請 占有希望日の属する月の7月前の月の初日から当該占有希望日の属する月の2月前の月の末日までの間（休館日を除く。）

(3) 一般団体等申請 使用希望日の属する月の6月前の月の初日から当該占有希望日の属する月の2月前の月の末日までの間（休館日を除く。）

2 指定管理者は、施設占有許可申請があったときは、施設占有許可（条例第14条第1項の許可をいう。以下この章において同じ。）の可否を決定し、施設占有許可をする旨の決定をしたときはその旨を施設占有許可決定通知書により、施設占有許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を施設占有不許可決定通知書により、当該占有許可申請をしたものに通知するものとする。

3 施設占有許可の可否は、条例第14条第2項において準用する条例第13条第4項の規定によるもののほか、施設占有許可申請の順序により決定するものとする。ただし、指定管理者が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(附帯設備使用許可申請等)

第13条 条例第15条第2項において準用する条例第13条第2項の申請（以下この条において「附帯設備使用許可申請」という。）は、次の各号に掲げる附帯設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内又は期日に柏市民交流センターの窓口で附帯設備使用許可申請書を提出することにより行わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) ロッカー 使用希望期間の初日の属する月の2月前の月の初日から当該使用希望期間の初日までの間（休館日を除く。）

(2) 前号に掲げる附帯設備以外の附帯設備 使用希望日の当日

- 2 前項第1号に掲げる附帯設備を使用することができる単位は、1か月を1単位とし、1回の附帯設備使用許可申請につき、3月31日を終期とする12単位を限度とする。
- 3 指定管理者は、附帯設備使用許可申請があったときは、附帯設備使用許可（条例第15条第1項の許可をいう。以下この章において同じ。）の可否を決定し、附帯設備使用許可をする旨の決定をしたときはその旨を附帯設備使用許可決定通知書により、附帯設備使用許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を附帯設備使用不許可決定通知書により、当該附帯設備使用許可申請をしたものに通知するものとする。
- 4 附帯設備使用許可の可否は、条例第15条第2項において準用する条例第13条第4項の規定によるもののほか、附帯設備使用許可申請の順序により決定するものとする。ただし、指定管理者が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（特別設備設置許可申請等）

第14条 条例第16条第2項において準用する条例第13条第2項の申請（次項において「特別設備設置許可申請」という。）は、特別設備設置許可申請書に仕様書又は図面を添付して指定管理者に提出することにより行わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、特別設備設置許可申請があったときは、設置許可（条例第16条第1項の許可をいう。以下この章において同じ。）の可否を決定し、設置許可をする旨の決定をしたときはその旨を特別設備設置許可決定通知書により、設置許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を特別設備設置不許可決定通知書により、当該特別設備設置許可申請をしたものに通知するものとする。

（中止の届出）

第15条 条例第17条の規定による届出（以下この条において「中止の届出」という。）は、施設の使用若しくは占有若しくは附帯設備の使用を中止し、又は設置許可に係る行為を中止しようとする日の6日前までに行わなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 中止の届出は、次の各号に掲げる施設使用許可、施設占有許可、附帯設備使用許可及び設置許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間内に行わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 優先団体申請及び非登録団体申請による施設使用許可，優先団体申請による施設占有許可，附帯設備使用許可並びに設置許可 午前9時から午後9時までの間

(2) 市民公益活動団体申請及び一般団体等申請による施設使用許可及び施設占有許可
次に掲げる中止の届出の方法の区分に応じ，それぞれに定める時間

ア ホームページからの入力 午前9時から午後11時までの間

イ 利用者端末機からの入力 次に掲げる利用者端末機の設置場所に応じ，それぞれに定める時間

(ア) 本庁舎又は沼南庁舎 柏市執務時間規則第2条に規定する本市の執務時間

(イ) 柏市民交流センター，各近隣センター（西原近隣センター体育室を除く。）
柏市中央公民館，柏市中央体育館，柏市沼南体育館，柏市富勢運動場，柏市塚崎運動場又は大津ヶ丘中央公園 午前9時から午後9時までの間

(ウ) その他の場所 午前9時から午後5時までの間

3 中止の届出は，次の各号に掲げる施設使用許可，施設占有許可，附帯設備使用許可及び設置許可の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。
ただし，指定管理者が必要があると認めるときは，この限りでない。

(1) 優先団体申請及び非登録団体申請による施設使用許可，優先団体申請による施設占有許可，附帯設備使用許可並びに設置許可 柏市民交流センターの窓口への中止届出書の提出

(2) 市民公益活動団体申請及び一般団体等申請による施設使用許可及び施設占有許可
ホームページからの入力又は利用者端末機からの入力

(平27規則65・一部改正)

(施設使用許可等の取消し等の通知)

第16条 指定管理者は，条例第18条第2項の規定による施設使用許可，施設占有許可，附帯設備使用許可若しくは設置許可の取消し又は使用，占有若しくは特別の設備の設置の制限若しくは停止の命令をしたときは，その旨及びその理由を施設使用許可等取消等通知書によりその相手方に通知するものとする。

(附帯設備の利用料金)

第17条 条例別表第2項第2号の規則で定める額は，別表のとおりとする。

(利用料金の支払時期)

第18条 条例第19条第1項の規定による利用料金の支払は、施設及び附帯設備の使用又は占有をする日にあらかじめ（コワーキングスペース（月単位で使用する場合に限る。）及びロッカーの使用に係る利用料金にあっては、当該使用に係る施設使用許可及び附帯設備使用許可を受けた際に）行わなければならない。ただし、国、地方公共団体及びこれらに準じる者が使用又は占有をするときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により利用料金を後払しようとする者は、施設使用許可申請書、施設占有許可申請書又は附帯設備使用許可申請書の提出の際に、指定管理者が別に定める書面により指定管理者に申出をし、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認をしたときはその旨を、承認をしないときはその旨及びその理由を、指定管理者が別に定める書面により同項の申出をした者に通知するものとする。

4 第2項の規定により後払の承認を受けた者は、施設及び附帯設備の使用又は占有の後速やかに利用料金を支払わなければならない。

（利用料金の減免）

第19条 条例第20条の規定による利用料金の減額又は免除は、指定管理者が公益上特に必要があると認める場合に行うことができる。

2 前項の減額又は免除を受けようとするものは、指定管理者が別に定める書面により指定管理者に申出をし、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認をしたときはその旨を、承認をしないときはその旨及びその理由を、指定管理者が別に定める書面により同項の申出をしたものに通知するものとする。

（利用料金の返還）

第20条 条例第21条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部の返還をする額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 施設使用許可、施設占有許可又は附帯設備使用許可を受けたもの（第22条において「使用者」という。）の責めによらない理由によって当該施設使用許可又は施設占有許可に係る使用時間の全部又は一部について使用又は占有をすることができなくなった場合 当該使用又は占有をすることができなくなった使用時間に係る利用料金に相当する額

(2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

2 前項の返還を受けようとするものは、指定管理者が別に定める書面により指定管理者に申出をし、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認をしたときはその旨を、承認をしないときはその旨及びその理由を、指定管理者が別に定める書面により同項の申出をしたものに通知するものとする。

(禁止行為解除の許可)

第21条 条例第23条第2項の申請は、禁止行為解除許可申請書に指定管理者が必要と認める書類を添付し、指定管理者に提出して行わなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による提出があったときは、禁止行為解除許可（条例第23条第1項の許可をいう。以下この項において同じ。）の可否を決定し、禁止行為解除許可をする旨の決定をしたときはその旨を、禁止行為解除許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、禁止行為解除許可決定通知書により前項の申請をしたものに通知するものとする。

(使用報告書の提出)

第22条 使用者は、施設及び附帯設備の使用又は占用を終了したときは、直ちに、使用報告書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第23条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に柏市民交流センターの管理を行わせることができない場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条から第7条まで及び第9条から第16条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第17条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第18条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「条例第19条第1項」とあるのは「条例第28条第2項」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「申出」とあるのは「申請」と、「承認」とあるのは「許可」と、第19条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「条例第20条」とあるのは「条例第28条第3項において準用する条例第20条」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「申出」とあるのは「申請」と、「承認」とあるのは「許可」と、第20条中「利用料金」と

あるのは「使用料」と、「条例第21条ただし書」とあるのは「条例第28条第3項において準用する条例第21条ただし書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「申出」とあるのは「申請」と、「承認」とあるのは「許可」と、第21条及び第22条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

第3章 柏市国際交流センター

(占有許可申請等)

第24条 条例第34条第2項の申請（以下この条において「占有許可申請」という。）は、占有希望日の属する月の2月前の月の初日から当該占有希望日までの間（柏市国際交流センターの休館日を除く。）に柏市国際交流センターの窓口に占有許可申請書を提出することにより行わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、占有許可申請があったときは、占有許可（条例第34条第1項の許可をいう。以下この章において同じ。）の可否を決定し、占有許可をする旨の決定をしたときはその旨を占有許可決定通知書により、占有許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を占有不許可決定通知書により、当該占有許可申請をしたものに通知するものとする。

3 占有許可の可否は、条例第34条第4項の規定によるもののほか、占有許可申請の順序により決定するものとする。ただし、指定管理者が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(中止の届出)

第25条 条例第35条の規定による届出は、占有中止届出書を指定管理者に提出することにより行わなければならない。ただし、指定管理者が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(占有許可の取消し等の通知)

第26条 指定管理者は、条例第36条第2項の規定による占有許可の取消し又は占有の制限若しくは停止の命令をしたときは、その旨及びその理由を占有許可取消等通知書によりその相手方に通知するものとする。

(禁止行為解除の許可)

第27条 条例第38条第2項の申請は、禁止行為解除許可申請書に指定管理者が必要と認め

る書類を添付し、指定管理者に提出して行わなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による提出があったときは、禁止行為解除許可（条例第38条第1項の許可をいう。以下この項において同じ。）の可否を決定し、禁止行為解除許可をする旨の決定をしたときはその旨を、禁止行為解除許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、禁止行為解除許可決定通知書により前項の申請をしたものに通知するものとする。

（占用報告書の提出）

第28条 占用許可を受けたものは、国際交流スペースの占用を終了したときは、直ちに、占用報告書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

（市長による管理）

第29条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に柏市国際交流センターの管理を行わせることができない場合におけるこの規則の規定の適用については、第24条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

第4章 柏市男女共同参画センター

（占用許可申請等）

第30条 条例第47条第2項の申請（以下この条において「占用許可申請」という。）は、占用希望日の属する月の2月前の月の初日から当該占用希望日までの間（柏市男女共同参画センターの休館日を除く。）に柏市男女共同参画センターの窓口で占有許可申請書を提出することにより行わなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、占有許可申請があったときは、占有許可（条例第47条第1項の許可をいう。以下この章において同じ。）の可否を決定し、占有許可をする旨の決定をしたときはその旨を占有許可決定通知書により、占有許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を占有不許可決定通知書により、当該占有許可申請をしたものに通知するものとする。

- 3 占有許可の可否は、条例第47条第4項の規定によるもののほか、占有許可申請の順序により決定するものとする。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(中止の届出)

第31条 条例第48条の規定による届出は、占用中止届出書を市長に提出することにより行わなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(占用許可の取消し等の通知)

第32条 市長は、条例第49条第2項の規定による占用許可の取消し又は占用の制限若しくは停止の命令をしたときは、その旨及びその理由を占用許可取消等通知書によりその相手方に通知するものとする。

(禁止行為解除の許可)

第33条 条例第51条第2項の申請は、禁止行為解除許可申請書に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、禁止行為解除許可（条例第51条第1項の許可をいう。以下この項において同じ。）の可否を決定し、禁止行為解除許可をする旨の決定をしたときはその旨を、禁止行為解除許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、禁止行為解除許可決定通知書により前項の申請をしたものに通知するものとする。

(占用報告書の提出)

第34条 占用許可を受けたものは、男女共同参画交流スペースの占用を終了したときは、直ちに、占用報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(補則)

第35条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年5月1日から施行する。

(柏市民活動センター条例施行規則の廃止)

2 柏市民活動センター条例施行規則（平成18年柏市規則第87号）は、廃止する。

(柏市暴力団排除条例施行規則の一部改正)

3 柏市暴力団排除条例施行規則（平成24年柏市規則第76号）の一部を次のように改正す

る。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 柏市文化・交流複合施設条例（平成27年柏市条例第5号）第2条第1号に規定する柏市民交流センター，同条第2号に規定する柏市国際交流センター及び同条第3号に規定する柏市男女共同参画センター

附 則（平成27年規則第65号）

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第15号）

この規則は，平成31年10月1日から施行する。

別表（第17条）

（平31規則15・一部改正）

附帯設備名称	利用料金（円）	備考
プロジェクター	550	
ピアノ	1,100	椅子及び足台を含む。
キッチンセット	1,100	食器及び調理器具を含む。